

国家は実際上宗教とある程度のかかわり合いをもたざるをえないことを前提としており、これを租税法の関係で整理すると、国家は宗教に課税上もそのいっさいのかかわりを遮断することはできず、宗教とのかかわり合いをもたらす行為の目的及びその効果にかんがみ、課税・非課税のかかわり合いを持つことは可能で、課税することあるいは課税しないことを租税法が定めること自体は政教分離原則に抵触しないものと考える。ただし、そのかかわり合いが相当とされる限度を超えるものと認められる場合は、これを許さないと解すべきであり、今回の慈妙院事件の最高裁判決には、その点の説示がない。

三 現行法人税法の規定と収益事業課税の趣旨

現行法人税法は、宗教とのかかわり合いについて、宗教の社会全体への貢献を評価する立場から、宗教法人を「公益法人等」として別表第二に掲げ、収益事業を行う場合に法人税の納稅義務者とし（法人税法四条）、収益事業から生じた所得以外の所得及び清算所得については非課税であるとしている（法人税法七条）。それでは、宗教法人における収益事業以外の事業とはどのような事業であろうか。まず宗教法人法は、二条社書において、①「宗教の教義をひるめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する」ことを本来の宗教活動とし、②六条一項で公益事業を行うことができるものとし、③同条二項で公益事業以外の事業（収益事業）もできる旨を規定している。すなわち、宗教法人法を読むと、①の本来の宗教活動と②の公益事業は、③の収益事業と区分されているのである。

